

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第3回）

議事録

日 時：平成30年12月25日（火）9:30～9:40

場 所：官邸4階大会議室

出席者：安倍 晋三 内閣総理大臣
菅 義偉 内閣官房長官（議長）
山下 貴司 法務大臣（議長）
茂木 敏充 経済再生担当大臣
片山 さつき まち・ひと・しごと創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（地方創生）
麻生 太郎 財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）
宮腰 光寛 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、少子化対策）
山本 順三 内閣府特命担当大臣（防災）兼国家公安委員会委員長
平井 卓也 内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
石田 真敏 総務大臣
柴山 昌彦 文部科学大臣
根本 匠 厚生労働大臣
吉川 貴盛 農林水産大臣
世耕 弘成 経済産業大臣
原田 義昭 環境大臣
鈴木 憲和 外務大臣政務官（代理出席）
田中 英之 国土交通大臣政務官（代理出席）

（議事録）

○山下法務大臣 ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。まず、各議題について、私から御説明します。去る12月8日、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立し、同月14日に公布されました。改正後の入管法においては、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」、いわゆる「基本方針」と、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」、いわゆる「分野別運用方針」を定めることとされております。

「基本方針」においては、「制度の意義」を始め、「人材の確保を図るべき産業上の分野」等について、定めることとしております。また、「分野別運用方針」は、「基本方針」にのっとり、受入れ分野ごとの方針を明らかにするもので、受入れ対象となる分野ごとに「人手不足の状況」などについて、定めることとしております。さらに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は、外国人との共生社会を実現するための施策のパッケージであり、「全国各地における一元的窓口の設置支援」をはじめ、126の具体的な施策が盛り込まれております。

ただ今申し上げた「基本方針」、「分野別運用方針」、「総合的対応策」の取りまとめに当たっては、関係省庁の皆様にも多大な御協力をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。それでは、各議題に関して、皆様から御発言願います。始めに、根本厚生労働大臣から御発言願います。

○根本厚生労働大臣 受入れに当たっては、政府全体として、まずは生産性向上や女性・高齢者等の国内人材確保のための取組を実施していくことが重要であり、業所管省庁におかれては、継続的かつ着実な取組をお願いします。

厚生労働省としても、受け入れる外国人が我が国で安心して就労・生活できるよう、適正な労働条件の確保と雇用管理の改善、法務省からの情報を活用した社会保険の加入促進、医療機関における外国人患者の受入れ体制の整備、医療保険の適正な利用の確保など、総合的対応策に盛り込まれた施策にしっかりと取り組んでいきます。

○山下法務大臣 次に、柴山文部科学大臣から御発言願います。

○柴山文部科学大臣 共生社会の実現に向け、外国人が円滑にコミュニケーションできるよう、文部科学省としましても全国各地における日本語教育や外国人の子供の教育の充実、大学・専門学校等の留学生の就職支援等にしっかりと取り組んでまいります。

○山下法務大臣 次に、片山まち・ひと・しごと創生担当大臣から御発言願います。

○片山まち・ひと・しごと創生担当大臣 先週21日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018改訂版」においても、地方創生の取組に貢献頂ける在外の親日外国人材の掘り起こしや、地方公共団体等との円滑なマッチング支援のほか、今般の新たな在留資格の創設に伴う地方創生の取組への支援として、地方公共団体が行う地域住民と外国人材との交流促進等を図る事業や、新たな在留資格に基づく外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等の取組について、地方創生推進交付金による支援を行うこととしており、関係府省と連携して地方における外国人材の受け入れをサポートします。

○山下法務大臣 次に、鈴木外務大臣政務官から御発言願います。

○鈴木外務大臣政務官 外国人材の受入れ・共生は送出し国との二国間関係や国際社会における日本の評価につながります。外務省としても、新制度についての正確な情報発信や、国際交流基金による日本語能力判定テストの実施、我が国の人材育成協力事業との連携に取り組んでいきます。また、悪質な仲介事業者等の排除のための二国間の文書作成や、技能実習生や留学生に関する問題についても、関係省庁と連携してしっかりと取り組んで参ります。

○山下法務大臣 他に御発言はよろしいでしょうか。それでは、議題1ないし3について御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山下法務大臣 「基本方針」、「分野別運用方針」及び「総合的対応策」については、この閣僚会議として御了承をいただいたものとします。来年四月からの改正法の施行に向けて、準備を更に加速化させていきたいと考えておりますので、引き続き御協力をよろしくをお願いします。最後に、プレスを入室させます。

(報道関係者入室)

○山下法務大臣 総理から御発言があります。

○安倍内閣総理大臣 改正入管法によって創設された新たな外国人材の受入れ制度について、政府の基本方針及び分野別運用方針を、本日、取りまとめました。先の臨時国会における御指摘などを踏まえ、外国人の就労が大都市圏その他の特定地域に過度に集中することのないように必要な措置を講じること、悪質な仲介業者等の介在防止のために必要な措置をしっかりと講じることなど、制度の適正な運用を図るために必要な内容となっております。

また、外国人の皆さんが暮らしやすい地域社会づくりのために取りまとめた総合的対応策においては、医療、保健、教育、住宅、金融・通信サービスなど生活の様々な場面を想定して、全126に及ぶ具体的な施策を策定し、総額224億円（下記注参照。正しくは総額211億円）の予算を措置いたしました。全国100か所に一元的相談窓口を設置・運営するため、地方公共団体に20億円規模の財政支援を行うなど、地方の負担に配慮した施策や、留学生の就職を促進する方策など、実効性のある新しい対策を盛り込んでいます。

各位にあっては、それぞれの立場で強いリーダーシップを発揮し、この度取りまとめた施策を着実に実行に移し、外国人の皆さんが、日本で、そして地方で「働いてみたい」、「住んでみたい」と思えるような制度の運用、社会の実現に全力を尽くしてください。

○山下法務大臣 ありがとうございます。プレスの皆様方は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

○山下法務大臣 それでは、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議はこれで終了することといたします。

(以上)

(注) 平成31年1月23日、総合的対応策関連予算額の集計に誤りがあることが判明しました(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai3/setsumeisiryuu.pdf>参照)。